

新潟県立学校の分校に関する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県立学校の分校に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）第1条第2項の規定による新潟県立学校の分校（以下「分校」という。）の設置等に關し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 分校の名称、位置は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
新潟県立佐渡高等学校相川分校	佐渡市
新潟県立佐渡高等学校両津キャンパス	佐渡市
新潟県立長岡聾学校高田分校	上越市
新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校	新潟市
新潟県立新発田竹俣特別支援学校いじみの分校	新発田市
新潟県立五泉特別支援学校村松分校	五泉市
新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校	見附市
新潟県立高田特別支援学校白嶺分校	糸魚川市
新潟県立上越特別支援学校有恒学舎	上越市
新潟県立柏崎特別支援学校のぎく分校	長岡市